

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 15 日

計画相談支援事業所 事業責任者 様
障害児相談支援事業所 事業責任者 様

神戸市福祉局障害者支援課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る計画相談支援等の対応について（通知）

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」が策定されましたので、ご確認いただき、職員への周知を含め、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

1. 対応

サービス利用者より、新型コロナウイルス感染症対応などに伴うサービス調整の相談がある場合、継続サービス利用支援（モニタリング）を実施（モニタリング実施月でない月に、追加で実施する場合、以下の「実施上の留意点」を参照のこと）。利用者の意向を十分に踏まえ、可能な範囲でサービス利用調整を行う。

2. 実施上の留意点

- ・モニタリング実施月でない場合、必ず事前に区へ継続サービス利用支援（モニタリング）実施の連絡を入れること。
- ・継続サービス利用支援（モニタリング）実施にあたっては、「計画相談支援事務の流れ－第 5 版－（事業者用）」の「（4）モニタリング（12～14 ページ）」を参照。
- ・上記対応に係る、計画相談支援におけるモニタリングの取扱いについては、居宅への訪問が困難な場合は、電話等により本人または家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とする。※ただし、この取扱いは現時点での取り扱いであり、状況の変化により取り扱いが変更された場合は改めて通知する予定です。
- ・経緯は必ず記録しておくこと。

3. 運営基準等の柔軟な取扱いについて

- ・計画相談支援の事業の基準（障害者総合支援法第 51 条の 24）については、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に鑑み、柔軟な取扱いを可能とする
- ・具体的には「令和元年台風第 19 号による災害に伴う障害者（児）への相談支援の実施等について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課発令和元年 10 月 13 日付事務連絡）の 2.（2）における考え方（下記）を参考にすること

- ・経緯については必ず記録にのこしておくこと
- ・下記のいずれにおいても、この取扱いは現時点での取り扱いであり、状況の変化により取り扱いが変更された場合は改めて通知する予定である

サービス担当者会議

令和3年4月よりコロナ禍にかかわらず、サービス担当者会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るようになった。

モニタリング加算

コロナ禍における特別対応として、障害児相談支援のモニタリング加算は、電話等での対応可能となっていたが、障害者相談支援においても電話等での対応が可能である。(令和3年5月10日厚生労働省障害福祉課確認)

担当：障害者支援課 四方・岩本

Tel：322-6332